議案第7号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和4年6月13日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年墨田区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「6,400円」を「1万6,000円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第16条の規定は、 令和4年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の第16条の規定により支給された教員特殊業務手当は、この条例による改正後の第16条の規定により支給する教員特殊業務手当の内払とみなす。

(提案理由)

諸般の情勢に鑑み、特殊勤務手当について、幼稚園教育職員が非常災害時等の緊急業務に従事した場合に支給する教員特殊業務手当の上限額を6,400円から1万6,000円に改める必要がある。